

シンポジウム『女性と年金』 ～女性活躍と出産育児配慮の在り方を求めて～

日時：平成 27 年 11 月 26 日 (木) 14:00～17:00
会場：東海大学校友会館

「女性と年金のマイクロシミュレーション」

稲垣 誠一 氏 (株式会社シーエーシー社会保障ビジネス本部専門顧問／東京工業大学客員教授・日本年金学会会計監事)

1. 報告の目的

マイクロシミュレーションという手法は欧米諸国では広く使われている手法ですが、日本ではあまり一般的ではありません。今日はこのモデルを使いまして、将来、高齢女性が実際に受け取る年金額がどれくらいになるかをお示しします。従って、私の報告の目的は将来の高齢女性が実際に受け取る年金の水準を明らかにすることになります。



永瀬先生からもご指摘がありましたが、生涯未婚や離婚が増加し、夫に頼らず一人で暮らす女性が増加しています。にもかかわらず、男女の雇用格差は必ずしも是正されているとは言い難い状況にあるかと思えます。

現在の年金制度は専業主婦世帯を中心に制度が構築されているわけで、そうでない方は将来の年金水準に不安を感じていらっしゃるのではないかと思います。ところが、政府が示している年金水準は、専業主婦世帯をモデルとした所得代替率であり、それが 50%を超えるかどうかだけに焦点が当てられています。これでは本当の年金水準は分かりません。そのために、マイクロシミュレーションモデルを用いて、本当の年金水準を明らかにしようというのが私の報告になります。

2. 将来の高齢女性の姿

その前に、将来の高齢女性がどんな感じになるのかをざっと見てみたいと思います。まず高齢化率ですが、女性の方が長生きですので、男性よりも当然高くなります。2100 年の時点で男性 37.3%、女性 44.6%と予測されています。それから、未婚や離別の高齢女性も驚くほど増えます。2010 年では、8.7%が未婚あるいは離別の高齢女性ですが、これが 2100 年には 30.3%まで増えると予測されます。

一方、一人暮らしの高齢女性もこれから大きく増えるわけで、2100年時点では35.7%、3分の1以上の女性が一人暮らしと見込まれます。夫婦のみはそれほどでもないのですが、子どもと同居も3分の1ぐらいあります。ただ、子どもとの同居といっても、昔は子ども夫婦と同居というのが多かったのですが、これからは配偶者のいない子どもとの同居、言い換えますと、パラサイトシングルやシングルマザーとの同居が増えることが予測されるわけです。

この数字をもう少し詳しく見てみたいと思います。男女別に高齢化率の将来見通しを見ると、2100年には女性の45%が高齢者で、半数近い女性が高齢者です。2100年には女性全体の半分がおばあちゃん、大変な世の中になります。

これよりさらに驚くべきことは、高齢者の配偶関係の将来見通しです。女性の未婚もしくは離別の高齢者の割合は、1970年、まだ高度成長期のころは、わずか3%しかいませんでした。これが2010年には、かなり増えたのですが、依然として8.7%にとどまっています。これが今後どんどん増えまして、2100年には30.3%と、3割の高齢女性が未婚もしくは離別ということになると考えられます。

これは当然で、大体2割の女性が生涯未婚と言われており、3組に1組が離婚する時代ですので、こういう数字になることは避けられないわけですが、現在はまだ1割にも満たない状態なので、なかなか実感が湧きませんが、年金制度はこういう世の中に備えるものでないといけないということだと思います。

次に高齢女性の同居家族ですが、1998年から2013年までの実績の推移を、単独世帯、夫婦のみの世帯、子ども夫婦と同居、配偶者のいない子と同居の4区分に分けてみたものです。日本の社会では、もともと子ども夫婦と同居して、子どもに面倒を見てもらうのが一般的だったのですが、それがどんどん変わってきていることは皆さんご承知だと思います。20年ほど前の1998年でも、子ども夫婦と同居している女性高齢者は非常に多く、35.2%でした。それがこの10年、15年ぐらいの間でどんどん減り、2013年で16.7%ということで、同居家族の形態の中では一番少ない形態になってしまいました。

これは、年金制度、いわゆる公的扶養の仕組みが充実したために、子どもと同居しなくても生活できるようになったことが大きく貢献しているのではないかと思います。結果として、家庭内で子どもが親の面倒を見るという私的扶養の機能はほとんど失われたと考えていいのではないかと思います。これが昔のような形に戻ることは考えにくいと思います。

高齢女性の同居家族の将来見通しを見ると、子ども夫婦と同居している世帯は、今でも一番少ないのですが、さらに減っていくことになります。一方、単独世帯、一人暮らしの女性は右肩上がりに増えて、最終的には35%ぐらいまで増えます。

男性の場合は、夫婦のみの世帯の高齢男性が多いのですが、女性の場合は男性よりもかなり長生きですので、夫婦のみの世帯はそれほど多くはならないというのが男性との大きな違いだと思います。

3. 将来の高齢女性の年金はどうか？

それでは、将来の高齢女性の年金は一体どうなるのでしょうか。まず現役時代の男女の雇用格差の問題があります。これまでもいろいろ話が出ていますが、非正規雇用が多く、賃金水準が低いという状況です。その結果として、男性よりもかなり低い水準の年金になると考えられます。

それから、現在の年金制度は専業主婦世帯を念頭に構築されて、専業主婦に関しては第3号被保険者制度や遺族年金などで手厚く保護されているわけですが、もはや少数派で、3割にも満たない状況になっています。一方、未婚や離別の女性がこれからどんどん増えていくわけで、今後、貧困率が上昇していくことが危惧されます。

第3号被保険者制度が導入されたときには、女性の年金権を確立することが目的とされており、第3号被保険者制度によって女性の年金権が確立され、離婚しても一定の年金水準が確保できると考えている方も多いと思いますが、実はそんなことはありません。そのことについては後ほど数字でご説明したいと思います。

その前に日本の年金制度をざっとおさらいしたいと思います。日本の年金制度は2階建てと言われていますが、2階建てはいわゆる正社員だけで、非正規雇用の第1号被保険者や専業主婦の第3号被保険者は2階建てではなく1階部分だけという仕組みになっています。非正規雇用を中心とした第1号被保険者と第3号被保険者が受給できるのは1階部分の基礎年金だけなのですが、実は保険料の負担に大きな差があります。

被保険者数を見ると、男性は第2号の正社員にかなり集中していますが、女性は第1号と第3号が3割ぐらいつつで大体拮抗しています。

第1号被保険者と第3号被保険者では保険料負担の仕組みが全く違っています。第3号被保険者は専業主婦ということで、その立場にいただけで保険料を納付したとみなされますので、常に満額の基礎年金を受給することができます。これは専業主婦の役割を積極的に評価する仕組みだと思えます。これは1985年に導入された仕組みですが、そのころは専業主婦世帯が一般的だったので、こういった制度ができたことは、当時としてはある意味当たり前ではなかったかと思えます。

一方、最近是非正規雇用的人が増えてきて第1号被保険者が増えているのですが、第1号被保険者は保険料を自分で納めないといけません。保険料を納めない期間があると、それに応じて年金が減額されるということで、実際には低い年金になります。免除制度もあるのですが、免除を受けると半額の年金しか受給できないので、やはり低い年金になってしまいます。従って、女性の高齢者の年金は非常に低くなることが予想されます。

国民生活基礎調査では、高齢者の年金額の分布を調査していますが、これは、性別に四分位ごとの推移をみたものです。四分位とは、年金額が低いものから順に並べ、低いものから25%のところを第1四分位、50%のところを第2四分位(中央値)、75%のところを第3四分位と呼んでいます。第1四分位は年金額の低い方の年金の水準、中央値は平均的な人の年金額、第3四分位は高い人の年金額と見ていただけ

ればいいと思います。

女性の中央値は下から二つ目の赤い線で、100万円にも満たない状態です。これに対して男性の第1四分位は100万円ちょっとで、それよりも少し高く、女性の年金がいかにか低いかこれから分かるかだと思います。

四分位ごとの年金額の将来見通しを見ても、同じように女性の年金は低い状態が将来的にも続くと推計されます。所得代替率もそうなのですが、平均的な現役男性の手取り収入に対する比率がよく水準の基準として使われるのですが、女性の低い人では50万円ぐらいで大体11.6%で、1割しかもらえないということで、非常に低い水準です。

次に、年金額の低い女性の将来見通しです。第1四分位の女性の年金額の将来見通しを配偶関係別にみたもので、有配偶の女性に関しては、本人の年金ではなく夫婦の年金の2分の1を公的年金額としています。参考のために、妻の年金だけの年金額のシミュレーション結果も示しています。死別と有配偶の女性は、高いというほど高くはないのですが、相対的に高い年金額で、未婚と離別の女性は非常に低い年金額です。

余談になりますが、2010年から2040年ぐらいにかけて、ほとんどの高齢女性の年金額が下がっているのですが、死別の女性の年金だけは上がっています。これは高度成長期のころにサラリーマンが増加し、夫が第2号被保険者であった方が増加したわけですが、その方の遺族年金が第1四分位の金額に反映されるということです。当時のサラリーマン化が、50年ぐらいたって遺族年金の増加をもたらし、それが年金額に大きく影響していることになります。年金制度を考える上では、超長期的な影響が非常に重要であることに留意する必要があるということを示しています。

4. 高齢女性の貧困率の将来見通し

最後に高齢女性の貧困率の将来見通しを配偶関係別に見ようと思います。この貧困率は相対貧困率ではあるのですが、よく使われている相対貧困率とは違って、生活扶助基準と比べた貧困率です。ですから、ここでいう貧困率は生活扶助基準未満の所得しかない人の割合ということです。ただし、この生活扶助基準には住宅扶助などは含めていませんので、非常に低い水準です。

ここで注目していただきたいのは、未婚・離別の女性と、死別、有配偶の女性の貧困率の違いです。死別の女性は一人暮らしになるケースが結構多いのですが、それでも遺族年金が充実しているので、20%ぐらいが生活扶助基準未満です。有配偶の女性に関してはもっと低くて、10%そこそこです。これに対して、未婚・離別の女性は5割ぐらいと非常に高く、いかに未婚・離別の女性の年金額が低く、貧困率が高いかが分かるかだと思います。

どうして未婚・離別女性の貧困率が高いかというと、まず年金額の水準が低いということです。女性は非正規雇用の第1号被保険者が多いので、満額の基礎年金を受給できない方が多く、どうしても低くなります。また、厚生年金に加入している方も

結構いるのですが、一般的に加入期間が短く賃金も低いので、それほど高い年金は期待できないということです。

それから、第3号被保険者制度や厚生年金の離婚分割が離別女性の年金源の確保に役に立つのではないかと思われるかもしれませんが、実は平均の婚姻期間は10年ちょっとと短いわけで、仮に全期間に第3号被保険者であったとしても大した効果はないということです。離婚分割に至ってはわずか9.2%しか使われていませんので、その効果は非常に限定的であると思います。

そして、未婚女性に関しては、そもそもこの制度は全く関係がありません。さらに、未婚女性や離別女性は子どもがいないか、少ないかということで、一人暮らしのリスクが非常に高いことが貧困率を押し上げる要因で、それが大きな差になって出てきているということになります。

5. どうすればよいのか

最後に年金制度としてどうすればいいのかということです。まずは男女の雇用格差の改善は絶対に必要だと考えています。特に第3号被保険者制度など、女性の就業行動の制約条件となっている制度は見直すべきではないかと考えています。それから、育児・介護は女性が担うケースが多いわけですが、そういった育児・介護期間の積極的な評価、あるいは厚生労働省のオプション試算でもありましたが、短時間労働者などに対する厚生年金の適用拡大を広げていくことも必要ではないかと思えます。

ただ、これだけでは必ずしも十分ではないということを付け加えたいと思います。現行の年金制度は、基礎年金も含めて社会保険方式になっています。これは基本的に保険料に応じて年金を支給する仕組みです。従って、将来に向かって雇用格差を改善できたとしても、現在の40代・50代の女性の多くは、既に低年金が約束されていて、この方々の年金を引き上げることは、ほとんど望めないことになります。従いまして、最低保障年金や税方式の基礎年金、あるいは高齢者向けの生活保護制度との一体化などを今後再検討していく必要があるのではないかと考えています。

以上、簡単ではありますが私の報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。